

業務仕様書

1 業務名 とべもり+（プラス）イルミネーション企画設置運営委託業務

2 施行期間 契約締結日から2025（令和7）年2月28日

3 目的

とべもり+（プラス）3施設（愛媛県立とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめこどもの城）において開催している冬のイルミネーションのうち、愛媛県立とべ動物園・愛媛県総合運動公園においてイルミネーションを実施する。

さらに、昨年度とべもり+（プラス）に加わったえひめ森林公園を含む4施設間で周遊イベントを開催することで、県内外からの誘客拡大を図る。

4 基本方針

従来に来園者に加え、ジップラインのオープンにより今後も増加が見込まれる若者等をターゲットに定め、施設の特性を生かしたイルミネーションと同時期に4施設の周遊拡大に繋がるイベントを実施することにより、立ち寄ってゆっくり見てみたくなるような、また、4施設を巡ってみたくなるような、見た者がとべもり+（プラス）に新しい魅力を感じ、冬季の来園の動機づけとなるような企画とする。

また、これらの総称を「とべもり+（プラス）イルミネーション」とする。

5 業務内容

（1）とべ動物園にイルミネーションを設置

入場ゲート前からジップライン発着場の間で、イルミネーションやライトアップ等を実施する。

① イルミネーションの企画

- ・これまで実施したイルミネーションの基本方針を参考としながら、新たなデザイン、演出等を追加企画するものとし、次年度以降も継続事業として実施可能なものとする。
- ・ライトアップ等の企画については、すべての機器を含めて何万球になるかを告知等に表示できるよう使用球数を明確にすること。
- ・なお、発注者が保有するイルミネーション機器については使用可能とすることとし、それ以外に本事業において5万球程度のLEDイルミネーションを新たに追加することを計画し、必要な機器については受注者で調達すること。
- ・保有機器については別添の「在庫一覧表」及び「配線概要書」のとおり。
- ・オアシスガーデン周辺については、来園者の滞留が予想されることから、イルミネーション数の増加など、他エリアよりも照度向上に努める企画を行うこと。

② イルミネーションの設計

新たに設置する機器については、上記の企画内容に基づき設置が行えるよう、必要資料等（詳細図、施工図等）を作成するものとするが、必要資料の詳細については、契約後、発注者と受注者の協議で決定する予定としている。

③ イルミネーションの設置

設計書に基づきイルミネーション及びライトアップ等の設置を行う。

④ イルミネーション実施期間中の維持管理

イルミネーション実施期間中の保守メンテナンス（各実施日前日までに定期点検）及び撤去後のメンテナンスを行う。

⑤ イルミネーションの撤去・収納・整理

実施期間終了後の資機材の撤去と収納を行う。また、資機材については品名、内容、数量、消費電力を整理するとともに、使用後の状態等についてとりまとめた資料を作成すること。なお、収納場所については、契約後、別途指示するものとする。

⑥ 点灯式の企画・運営

点灯初日に点灯式を開催するものとし、その内容を企画すること。また、点灯式において必要となる設備や物品の手配、当日の進行等、運営全般に係る業務を行うこと。

⑦ 動画の撮影

今後の広報に資するイルミネーションの実施状況についての動画を撮影・編集を行うこと。動画構成・内容については、発注者と受注者の協議で決定することとする。なお、撮影動画の著作権は発注者に帰属するものとする。

（２）総合運動公園にイルミネーションを設置

①総合運動公園におけるイルミネーションの企画

- ・昨年度実施したイルミネーションのコンセプトを参考にしながら、新たなデザイン、演出等を企画すること。
- ・ライトアップ等の企画については、すべての機器を含めて何万球になるかを告知等に表示できるよう使用球数を明確にすること。
- ・総合運動公園からとべ動物園入場ゲートまでの園路の樹木にイルミネーションの設置を計画すること。
- ・発注者が保有するイルミネーション機器は使用可能とする。
- ・保有機器については別添の「在庫一覧表」及び「配線概要書」のとおり。

②イルミネーションの設計

上記の企画内容に基づいたイルミネーションの設置が行えるよう、必要資料等（詳細図、施工図等）を作成するものとするが、必要資料の詳細については、契約後、発注者と受注者の協議で決定する予定としている。

③イルミネーションの設置

設計書に基づきイルミネーションの設置を行う。

④イルミネーション実施期間中の維持管理

イルミネーション実施期間中の保守メンテナンス（各実施日前日までに定期点検）及び撤去後のメンテナンスを行う。

⑤イルミネーションの撤去・収納・整理

実施期間終了後の資機材の撤去と収納を行う。また、資機材については品名、内容、数量、消費電力を整理するとともに、使用後の状態等についてとりまとめた資料を作成すること。なお、収納場所については、契約後、別途指示するものとする。

⑥点灯式の企画・運営

点灯初日に点灯式を開催するものとし、その内容を企画すること。また、点灯式において必要となる設備や物品の手配、当日の進行等、運営全般に係る業務を行うこと。

⑦イベントの実施

- ・総合運動公園のイルミネーション実施会場において、会場の特徴を生かし、集客を目的とするイベントを3回以上実施すること。
- ・当該イベントにおいて、とべもり+（プラス）各イルミネーション会場への周遊を促すPR活動も併せて行うこと。
- ・イベントの実施については、点灯時間帯が夜間であることや、立地等を踏まえた内容とすること。
- ・イルミネーションを見に来た方がイルミネーションとともに楽しめる内容とすること。

⑧動画の撮影

今後の広報に資するイルミネーションの実施状況についての動画を撮影・編集を行うこと。動画構成・内容については、発注者と受注者の協議で決定することとする。なお、撮影動画の著作権は発注者に帰属するものとする。

(3) 4施設の周遊拡大に繋がるイベント（以下、「周遊イベント」という）の企画及び運営

①周遊イベントの実施

- ・周遊イベントの時期は、総合運動公園、とべ動物園及びえひめこどもの城、で冬季に実施予定のイルミネーションの期間中に実施すること。
※詳細な時期は契約後、発注者、受注者及びとべもり+（プラス）4施設と協議して決定する予定。
- ・とべもり+（プラス）の4施設の特徴を生かしながら4施設間の周遊に繋がる内容とすること。
- ・当周遊イベント実施期間中に、とべもり+（プラス）で実施予定の他の周遊イベントとも連携を図ること。
- ・周遊イベントの実施にあたっては、とべもり+（プラス）の4施設と緊密に連絡調整し、企画・運営すること。

- ・周遊イベントの実施については、他事業で実施するとべもり+（プラス）施設間周遊イベントと重複しない内容とすること。

②周遊マップの作成

- ・とべもり+（プラス）で実施する各イルミネーションへの周遊効果を高めるマップを 15,000 部作成すること。マップの内容・サイズ・形状については、発注者・受注者の協議により、決定するものとする。

③広報業務の実施

- ・イルミネーション実施期間中の誘客促進を図るため、広報を実施すること。
- ・とべもり+（プラス）施設のイルミネーションの開催概要を周知するためのポスター及びリーフレットを作成すること。
- ・ポスター及びリーフレットは、5（1）、5（2）及びえひめこどもの城で開催するイルミネーションすべて及び周遊イベントを周知するデザインとすること。
- ・ポスター及びリーフレットの作成に係る仕様は次のとおりとする。なお、デザイン制作も業務に含むものとする。

	ポスター	リーフレット
サイズ	B 2	A 4
作成部数	100 枚以上	20,000 部
印刷	片面 4 c	両面 4 c

ポスター及びリーフレットの配布については受注者が行うこととし、配布先については発注者と協議の上決定するものとする。

- ・ポスター及びリーフレットの配布は事業開始の 1 か月前に完了すること。
- ・広報を行う際には、既存のとべもり+（プラス）のHPやアプリ、各施設の SNS 等と連携して行うこと。

6 留意事項

(1) 5(1)・(2)のイルミネーションの実施期間（予定）

①5(1)・(2)のイルミネーション準備期間

点灯式の概ね 1 週間前までに準備を終えるものとし、点灯期間決定後、発注者と受注者の協議により決定する。

②5(1)・(2)のイルミネーション実施期間

- ・期間：令和 6 年 11 月上旬～12 月月末の土曜日及びクリスマスを想定。

※5（1）・（2）とも、別途えひめこどもの城で実施しているイルミネーションと調整し、原則同日開催するものとする。

※なお、とべ動物園における獣舎ライトアップは夏の夜の動物園（7～8月の週末）期間に先行して点灯を想定。

- ・時間：午後 5：00～午後 9：00

※実施の際は、発注者と受注者の協議により日程等を決定する予定。

(2) イルミネーション実施箇所

①5(1)のイルミネーション実施場所

とべ動物園内の入場ゲート前からジップライン発着場付近の間で行うこととしている。(別添「イルミネーション施行対象範囲図」のとおり)

③5(2)のイルミネーション実施場所

総合運動公園の中央広場及びその周辺を想定。(別添「イルミネーション施行対象範囲図」のとおり)

(3) 5(1)・(2)のイルミネーションデザインに関する要件等

ア コンセプトを明確にし、(1)とべ動物園(2)総合運動公園及びとべもり+(プラス)らしさが感じられる独自のデザインとすること。

イ 点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませる双方向性のあるコンテンツを取り入れること。

ウ 普段、とべもり+(プラス)各施設を利用する機会が少ない県民や観光客等の来訪動機となるような、新規性と話題性のあるイルミネーションとすること。

エ 運動公園前は道路となっていることから、単に通り過ぎりで見ただけでなく、立ち寄ってゆっくり見てみたいくなるような仕掛けを作ること。

オ 若年層(主に10代から30代)をターゲットとし、SNS等での拡散につながるようなデザインとすること。

カ デザイン作成にあたっては、著作権等に配慮すること。

キ 実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。

(4) 5(1)・(2)のイルミネーションの設置・撤去に関する要件等

ア イルミネーションの設置及び撤去にあたっては、常に細心の注意を払い、公衆及び作業員等の安全を図ること。なお、作業中に事故が発生した場合は、直ちに受注者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。

イ 作業中は所要の人数を配し、作業箇所の整理、整頓に努めること。

ウ 高所作業等で設置作業を行う場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び、連絡方法等について発注者と協議し、これを厳守すること。

エ 受注者は、当該作業に関する関係諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受注者の責任において行うこと。

オ 装飾や配線等が必要な場合は、発注者及び各指定管理者との協議のうえ、歩行者や通行車両、案内看板等の妨げにならないよう十分に配慮すること。

カ イルミネーション消灯時においても通行等の妨げにならないよう配慮すること。

キ 来園者等が作品に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。

ク 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。既設構造物を汚染し、または、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

ケ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受注者の責任のもと十

分注意して設置すること。

コ 点灯式の概ね1週間前までに試験点灯及び点灯式のリハーサルを行うものとする。試験点灯及びリハーサルにおいて指摘箇所があった場合は、即座に修正の上、再度試験点灯を行うものとする。

(5) 5(1)・(2)の点灯期間中における要件等

- ・点灯期間決定後、悪天候の場合の対応について、発注者と受注者、イルミネーションを実施する3施設の指定管理者で協議すること。
- ・点灯日は原則として会場内の巡回・点検を行い、不点灯箇所等を発見した場合は、速やかに修復すること。また、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。

(6) その他の要件等

ア 本事業において調達する資材や電球などの財産権は、発注者に帰属するものとする。

イ イルミネーション設備の施工にあたっては、発注者と十分協議すること。

ウ イルミネーションの設置に係る関係機関・団体との協議・調整は受注者が行うものとするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと。

エ 受注者は、イルミネーションの設置・撤去が完了し、発注者の完了検査に合格したのち資機材の引き渡しを行うものとする。

オ 受注者は、企画提案書において県やとべもり+（プラス）各施設への協力依頼内容を明確にすること

(7) とべもり+（プラス）各施設との協議調整

イルミネーションの設置及びイベント（周遊イベントを含む）の実施等の際には、総合運動公園、とべ動物園及びえひめこどもの城、えひめ森林公園とも協議調整を行うこと。

(8) 実施工程表

受注者は、実施工程表を発注者及び指定管理者に提出しなければならない。また、工程に変更が生じた場合はその都度提出しなければならない。

(9) 報告書

A4版の簡易正本2部と電子データ（CD-R）1部

- ・また、企画内容に基づいたイルミネーションのデザインパス、フォトモンタージュ等を作成する。

7 その他

(1) 委託期間中は、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、発注者、総合運動公園及びとべ動物園、えひめこどもの城、えひめ森林公園との連絡調整を行うこと。

(2) 設置後において、イルミネーションの設備等に明らかな瑕疵が認められる場合、受注者の責任において修繕もしくは取り替え等を行うこと。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者の協議により対応を決定する。